

京都府議会 2002年12月定例会一般質問

目 次

松 尾 孝	1 ページ
三 木 一 弘	8 ページ
梅 木 紀 秀	15 ページ
西 山 秀 尚	22 ページ

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）2002年12月9日

日本農業に深刻な事態をもたらす米政策の見直し

MA米の輸入削減・中止、米価の下支えの確立など、家族的経営の育成を中心とした担い手対策の強化こそ必要

日本共産党府会議員団の松尾孝でございます。4点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

先ず米政策の見直しについて伺います。政府は3日、米政策改革大綱を決定しました。これは先月29日の食糧庁「生産調整研究会」の最終報告に沿ったもので、その内容は、政府が米の需給や価格流通対策から基本的に手を引くという重大なものでございます。

そもそも今回の見直しは、米を輸入しながら減反を拡大してきた今までのやり方が限界に達している、これをどうするのか、その解決をはかろうというものです。ところが70万トンを超える輸入米は国産米の価格・流通に全く影響していないとして輸入問題を棚上げし、生産調整のあり方だけを問題にしているのであります。この出発点が間違っているということを先ず指摘しておきたいと考えます。

大綱に盛られた政策の中心は米の生産調整を今までの国による実施から農家や農協など産地の責任で行うという方向に抜本的に変えようというところにあります。そして、5年間の移行期間を設け、来年度から直ちに準備をはじめ、2006年度に状況を見た上で、8年度から実施しようというのであります。目標の配分は面積から数量に変え、第三者機関が行うとしています。「転作奨励金」などの助成措置は廃止し、当面、「産地づくり推進交付金」を設け地域の取り組み支援と米価下落緩和対策を講ずるとしています。いままでの「稲作経営安定対策」も廃止され、代わりに「担い手安定対策」を講ずるとしていますが、その対象は

四ヘクタール以上の農家で、全稲作農家の2～3パーセントに限られ、圧倒的な中小農家は排除されます。

また、価格・流通対策も大きくかわり農協による一元的集荷・販売は見直され、「活力ある多様な流通」と称して大商社の参入が計られます。計画流通制度は廃止され、政策的な価格形成の場であった自主流通米市場もなくなります。つまり全てを市場原理に委ねようというのであります。そして、このような中でも効率的、安定的な経営を営める農家や法人が米生産の大半を占める状況をつくる、これが米作りの本来あるべき姿だというのであります。

このような方向に進めば日本の米作りは一体どうなるのか。新しい生産調整の仕組みが効果的に機能するのか、集落営農はどうなるのか、価格下落の歯止めも無く、担い手農家さえ離脱せざるを得ない状況の中で地域農業が守れるのか、農地の荒廃が進み水源涵養や国土保全など公益的機能がどんどん失われていくのではないかと、多くの農家、農業関係者から懸念や疑問、反対の声が出されているのであります。JA中央会も国の責任放棄を厳しく批判し、明確な関与を強く求めておりますが、全く当然であります。

市場原理まかせでは農業が成り立たないことは世界の常識です。今、欧米、アジア各国とも、財政措置をふくめ政府関与を強めております。世界的な食糧不足が叫ばれる中、農業と水田を守ることは国際的な責務です。また、消費者も「安心・安全な食料は国内産で」と求めています。食料の6割をすでに外国に依存している日本で、政府が米需給の責任を放棄し、自給率低下を自ら先導するなどということはとうてい認められることではありません。

そこで知事に伺います。今回の米政策の見直しは、日本農業に深刻な事態をもたらすものと危惧いたしますが、知事はどのようにお考えでしょうか。また、京都の米づくりを守るために生産調整が必要というなら国にこの政策の見直しを強く求めるべきと思いますが、如何ですか。お答えください。また、中山間地が大半を占める京都では、殆どの農家が施策の対象外となり、集落営農も20ヘクタール以上、しかも、経営体としての法人化が前提ということではまず該当しません。先程ご答弁をお聞きしましたけれど、甘すぎるのではないかと率直に申し上げねばなりません。京都府としての対策をどうすすめるのか、特に、家族的経営への支援をどう強化するのか、お答えください。

わが党は米作りの危機打開のためにはMA米の輸入削減・中止、米価の下支えの確立をはじめ、家族的経営の育成を中心とした担い手対策の強化こそ必要と考えます。京都府として大いに重視されるよう強く求めるものであります。

【農林水産部長】 米政策改革大綱についてであります。生産調整面積が増加し、生産者や関係者の間に限界感等が広がる中で、これまでの制度を維持することは現実問題として困難となっており、このたびの需給調整のあり方は避けて通れない方向と考えております。

また、今回の対策では農業者、農業者団体が主役となる需給調整を構築するとされておりますが、国の役割についても食糧法において明確に位置付けることとされております。

更に、米価下落対策としては、国において新たに担い手経営対策が実施されることとされており、京都府におきましても「地産地消」や売れる米作りの取り組みを引き続き推進してまいりたいと考えております。

なお、経営政策に置きましては府が強く求めてきました、集落営農も施策の対象とされております。

いずれにしても、施策の対象とされております府内農業の実態が反映される様引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

地方バス路線の維持のため、暫定措置の継続、マイタウンバス補助制度など府独自の支援対策の強化を

次に地方バス路線問題についてお尋ねいたします。

本府は昨年9月、「生活交通路線維持確保3ヵ年計画」を定めました。その中で、国庫補助制度の見直しによって補助対象外となった87路線について激変緩和措置が講じられました。その後、これらの路線は、54路線に再編され、このほど「京都府生活交通対策地域協議会」から国に対し補助申請が行われています。

私は先日、丹海バスをお尋ねし、いろいろとお伺いしました。丹後地域の公共交通を担ってきたという自負もある、長年お世話になってきた地域の皆さんのご要望に応えるために、運賃の引き下げその他精いっぱい努力しているが、漸減傾向は止まらず、依然厳しい、廃止に追い込まれる路線が出てくるかもしれない、とのことでした。補助申請を行った54路線の採択見通しはいかがでしょうか。一路線でも多く対象となるよう国に強く要求して頂きたいと思います。また暫定措置は来年3月で終わりますが、この際、府下各地の生活の足を守るため、ぜひとも継続すべきと考えますが、如何でしょうか、お答えください。

さらに今各地で取り組みが進められているコミュニティバスに対する支援についてであります。先般議員団で秋田県に参りました。秋田では従来の県単独事業「廃止路線代替バス運行費等補助金制度」の対象を、平成11年度から、交通空白地帯での新たなバス運行や乗合タクシー事業など、道路運送法21条、80条許可による生活交通確保のための乗合バス事業すべてに拡大しています。さらに昨年から名称も「マイタウン・バス運行費等補助金」と変更し、コミュニティバスの取り組みを積極的に支援しています。

今、伊根町がこの七月から丹海バスに委託して生活交通バスの試験運行を行っています。集落が点在する筒川地区、朝妻地区の海岸沿いに路線を設定し、ジャンボタクシー1台、小型バス2台、計3台で13系統、34本を運行させています。筒川の真中を走る府道から、幅2～3メートルのつづら折れの道を1キロほど登ると薦池集落があります。そこで今も3軒の世帯が頑張っているのですが、町は丹海バスにそこまで上がってくれと注文しているのです。まさに高齢者の足確保の生活交通バスです。町は本年度当初予算で1400万円を計上しているのですが、大変な支出です。

コミュニティバスの取り組みは状況は違いますが、亀岡市や木津町などでも行われています。秋田県のマイタウン・バスのような支援制度をぜひ実現し、応援して頂きたいと思いますが如何でしょうか。お答えください。

【企画環境部長】 生活交通バス路線についてであります。京都府生活路線維持三ヵ年計画に計上されたバス路線につきましては、府生活交通対策地域協議会で協議され、国の承認を得たものでありますので、計画事業に変更が無ければバス事業者からの申請に基づき、交付決定が行われるものと考えております。

尚、国庫補助対象要件の弾力的な運用、財政措置の拡充については、機会ある毎に国に要望してきております。

国の新たな補助制度の対象になっていない路線につきましては、これまでから関係市町等と協力し、補助対象となる様、路線再編成などを進めてきたところであります。引き続き補助対象に向けて検討工夫を行うなど地域の生活の足の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、過疎地域において市町村が自主的に運行するバスにつきましては地域の状況や市町村の負担などを検討し、地域の生活に欠くことのできない交通手段になっているものについてこれまでから支援をしてきております。

過剰な人口予測に基づく計画、家畜糞尿による汚染で 水源としても問題のある畑川ダム建設は見直すべき。

第3に畑川ダム問題です。

京都府は先に南丹ダム計画の中止を決定しました。府はこのダムについて水源確保上どうしても必要であり、地元の強い要望と言い続けてきました。ところが唐突に、園部町が必要としないと言っている、治水も河川改修で可能として中止を決定しました。私どもは、このダムは不要であり、計画を中止するよう強く求めてきましたが、この度の決定を大いに歓迎するものであります。

そこで畑川ダムであります。私どもは、南丹ダムと同じ問題をはらんでいるのではないかと考えています。この角度から、決算委員会書面審査、知事総括質疑で質しました。担当理事者は地元水道組合の強い要望であり建設は必要と答え、知事は、さらに、分譲済み7千区画以上の宅地が水が無いために住宅が建設されていない、非常に逼迫した現状と、ダム建設推進をいっそう強調されました。この本会議でも同様の答弁がございました。しかし新井議員が総括質疑で具体的に示しましたとおり、丹波・瑞穂水道組合の基本計画に示された人口予測は大きく狂っています。平成25年、2万5千人の見通しは全くありません。計画基本年次の平成六年から八年たった現在、人口は当時の1万5100人から1万4400人に、7百人も減っています。両町とも総合振興計画を見直し、人口予測を大きく下方修正しており、約2万人前後が相当ではないかと見ているのであります。一方この間、新たに下山・水原の二つの新規水源3600トンが開発されており、既存水源と併せて9300トンとなります。2万人、8400トンの給水とすれば、なお900トンの余裕があるわけです。また、丹波町には、関電との間には和知ダムからの取水について協定しており、関電との協議の道もあるのです。

知事は7千区画もの分譲地が水がなくて家がたてられないと言われますが、水さえあれば本当に家がたつのか、そんな保障はまったくありません。おっしゃるように水が確保されれば家が建つとすれば2万人からの人口増となるのです。そのような事がありえないことは誰よりも町当局がよく知っています。だから大幅な下方修正をしているのです。今日の社会・経済情勢、この地域の地理的、社会的条件のなかで民間業者の無計画な乱開発が完全に破綻しているのであり、いま求められているのはこれをどう整理するのかです。水道事業計画でいえば、開発された水源を活用し未給水地域を無くすることこそ急がなければならない。両町水道事業計画は160億円を超える大事業であり、ダム建設による新たな負担は避けるべきであります。府はこのような指導、援助にこそ力をいれるべきではないでしょうか。

畑川ダム建設計画については、南丹ダムの轍を踏まないためにも、この際、両町とよく協議して見直すべきと考えますがいかがでしょうか、お答え下さい。

さらにもう一つ水質の問題があります。先に指摘しておりますとおり、ダム南側一帯は長年にわたり大規模な畜産経営が行われてきた地域であり、今も1100頭の乳牛、4000頭の豚が飼育されています。かつては糞尿たれ流しが長期にわたって続き、今も野積み状態が随所にみられます。土中にどこまで深く浸透しているのか、この調査は一度も行なわれておりません。糞尿処理施設の整備は順次改善されてはいますが、今なお、環境基準をクリアできない状態が続いています。

さらに新たな問題として病原性原虫・クリプトスポリジウムの問題があります。クリプトは家畜や野生動物に寄生する病原性原虫で人間が感染すると激しい下痢を発生させます。埼玉県越生町で町民の7割に及ぶ8800人に集団下痢を発生させました。その後全国でのクリプト検出は約300件にのぼり、14ヵ所で給水が停止されているのであります。昨年

6月、愛媛県今治市では、1200戸への給水が止められ、その水源は今も使用されていないとのことであります。このような中で国も昨年11月クリプト対策指針を改正し、検査の強化、施設整備や浄水処理の徹底を指導するとともに、水源対策としてもクリプト汚染の恐れのあるところでの取水をしないよう求めています。

クリプトには塩素処理が効かず、幕ろ過設備が必要となりますが、一般的な浄水施設の2～3倍はかかると言います。汚染源となりうる畜産施設が集中しているところにわざわざ水源を求めることはないのではないか、この点からも畑川ダム計画は見直す必要があると考えますが併せてお答えください。

【知事】 畑川ダムについてだが、地元の丹波、瑞穂両町からの強い要望を受け、小規模ではあるものの、安定した水道用水の確保と治水対策に効率的な効果を発揮できる生活に密着したダムとして事業に取り組んできたところであります。丹波・瑞穂両町では、過去幾度となく断水が発生するとともに、既に新しい住宅地として分譲がなされ、人が居住しているものの、上水道の供給がなされていない区域や、ご指摘もありましたが、水が無いことが大きな要因となり分譲されているのに住宅が建設されていない6800区画以上の宅地が存在するなど深刻な水不足の状況にありました。

また、既存立地企業からも現在新たな給水を求める要望があり、更に既存水源の中には、小規模で不安定な水源も多く本人におきましても、他水源からの水の融通を余儀なくされている事態を各所で生じるところなど、水道用水の確保は両町にとって非常に差し迫った願いとなっているところであります。

このような両町の切実な願いを受け、将来の安定した水資源を確保し、地域の健全な発展を図っていくため、両町とも良く連携・協議を図りながら、社会・経済情勢にも十分目配りをしつつ、畑川ダム事業の適切な推進に努めてまいりたいと考えております。

畑川流域における家畜排泄物の適切な処理は、ダム湖から水道水を引くにあたって重要な課題であり、関係地域の畜産農家や町の施設整備などの取り組みに対し引き続き指導に努め、問題の解消を図ってまいりたいと思います。

ダムからの取水を予定している丹波町、瑞穂町水道事業組合では、ご指摘のクリプト スポリジウム対策も含め水道水源の性質に応じ国の水質基準を満たす処理施設の整備を進めているところでございます。

【松尾孝】

知事から畑川ダム問題で答弁を受けましたが、知事のおっしゃるとおり安定的な水の確保と言うのは大変必要、大切なものであります。

私が申していますのは、瑞穂、丹波の現状からして、今どうしても畑川ダムを建設して新たな水源を求めなければ確保できないのかと言う点で、色々疑問、問題点がある、この事を申し上げているのであります。

その中心は、何と言っても人口予測だと思えます。大幅に下方修正されている。25000の計画が19000から2万に下方修正されているが、それもおぼつかないのが実態ではないかと言う気がします。列島改造の後、本当に無責任、無計画な宅造が随所で行なわれ、とにかく土地は分譲されている、売れている。

しかし、水道計画スタートの7年時点の調査によっても7141の地権者に対しての調査で3300人から回答があって、うち2千人弱が家を建てようかという意向であったようであります。その内、すぐに水を引きたいと言う方は、更にうんと減るのです。家を建てたいが水を引く気はないと言いうことがどういふ事かは良く分からないのですが、それ以降、この種の調査は一度もやられていなのです。聞くところによると、この春実施をされるそうですけれど、そういった結果も踏まえて、よく検討して過大な設備投資は避けるべきだと思

ます。

現在でも水道加入負担金が52万円、特別負担金が60万円かかるのですね。こんな状況で、さらに負担が増えて加入時に身出しが増えれば、一体どうなるのかと言うことにもなるのです。

また、現に貼りついたところ、「下山グリーンハイツ」「パークサイド」あるいは「清水台」などでは、人口減が既に起こっているのです。土地取得者の子、孫の代になっているところもあるのです。

このように社会経済情勢が大きく変化している中では、よく検討してやらないとえらいことになるのではないかという疑問は、水道組合の関係者の間からも出ているのですから、一度府として、よく両町と協議をなさって、適切な指導・援助をするべきではないかと思います。

開電と町の間で調整があるのですから、これについても、やはり改めて開電に府も援助して申し出るとか、そういった対策も含めてご検討いただきたい。もう一度答弁を求めます。

【知事】 将来の安定した水源を確保し地域の健全な発展を図っていくため、両町ともよく連携・協議を図りながら、社会・経済情勢にも十分目配りをしつつ、畑川ダム事業の適切な推進に努めてまいりたいと考えております。

市町村合併の押し付けやめ、 小さくても頑張る自治体に応援を

最後に市町村合併問題です。

11月22日、丹後6町合併協議会は、合併について、「方式は対等合併」、「期日は2004年3月1日」、「新事務所は現峰山町役場」の3項目を決定しました。網野町、大宮町では説明会も終わっていない中で、しかも大宮、久美浜両町長を含め13名もの委員の採決反対を押し切ったの決定は異常な事態であります。光永議員の代表質問に知事は「住民の幅広い意見をふまえた結果了解された」旨答弁されました。しかし、いま、久美浜町では「久美浜病院はどうなるのか、市民病院にはならないのでは」といった不安の声が聞かれるとか、また、大宮町の説明会で「バラ色の合併はない」と言われた参加者から戸惑いの声のでるなど、多くの住民がいまやっと考え始めたところというのが実態です。とても「了解された」などと言える状況ではありません。二人の町長さんら十三名もの採決反対はこの反映でもあります。それにもかかわらず、12月24日の次回会合では新しい市の名前を決めようというのであります。このやり方はなにがなんでも6町合併に向けて突っ走る、それ以外のなにものでもありません。しかもこれを京都府がすすめてきたわけで、責任は重大です。この強引なやりかたはきっぱりと改め、全ての情報を公開し、合併したらどうなるのか十分な説明をするべきであります。その上で、住民投票を実施し、住民自らの判断に委ねるべきであります。お答えください。

さらに丹後地域につづいて宮津・与謝から福天・加佐、船井・北桑、南山城一帯にかけ、府内全域に広がっている合併の動きについてです。宮津・与謝では既に、法定協議会が発足をいたしました。他の地域でも準備がすすめられています。これらの地域は、どこをとっても大問題です。例えば、船井・北桑ですが、京北町は合併するなら京都市へと、すでに編入を申し入れました。美山町では、「状況がまるっきりちがう。園部、八木とどうして合併するのか」、和知町では、「合併するなら綾部市」、瑞穂町では「観音峠を越えるのは抵抗がある、船北でまとまったほうがよい」などの声がきかれます。どこでも、合併を積極的に望んでいるわけではありませんが、とにかく違和感があまりにも大きいのです。住民の一番の願いは、

できることならみんなで築いてきた町を守っていききたいということではないでしょうか。

今、全国で「小さくても頑張る自治体を」の取り組みがひろがっています。そういう中で「日本一の田舎づくり」をかかげる美山町は、全国的にも大きく注目されています。知事は、「合併は行財政基盤の充実のために重要であり、今後とも引き続きを積極的に支援していく」旨答弁されていますが、小さい町のこのような取り組みを応援していくことこそ、府の役割ではないでしょうか。

全国町村長会長が、大会あいさつで、「私たちに日々去来する思いは、合併がこのまま強行されれば、地域社会はどうなるのか、住民福祉は守れるのか、自然環境や国土の保全ができるのか、といった言い知れぬ不安であり、憤りではないでしょうか」と訴えています。この訴えを改めてしっかり受けとめる必要があるのではないのでしょうか。福島県や高知県などが合併しない自治体を支援する方針を打ち出していますが、京都府も是非その立場に立っていただきたいと思います。いかがでしょうか。お答えください。また、もともと無理な合併は、絶対に押し付けるべきではないと考えますが、あわせてお答えください。

【総務部長】 市町村の合併についてであります。これまでから知事が答弁申し上げてまいりましたとおり、合併は地方自治の根幹に関わる重要な問題であることから、市町村、議会、住民のみならずによります自主的、主体的な論議を十分に踏まえてなされることが大切と考えております。

このため、京都府としましては、市長会や町村長会と共同で幅広い議論を呼びかけてきたところでございまして、その結果、丹後地域を始め府内の各地域において地域の将来を見据えた真摯な議論が行われてきているところでございます。

京都府におきましては、今後とも地域からの要請に応じ、その自主的な取り組みについては、積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、合併に関し住民投票など住民の創意を反映した仕組み作りが必要でないかということですが、この点につきましては、現行の制度では、合併の是非について最終的に住民の代表である議会が判断されることによって民意が反映される仕組みになっているところであります。

小規模団体に対する支援につきましても知事から答弁のありました通り、京都府ではこれまでから交通基盤の整備を始め、地域産業の活性化、小子高齢化対策など。地域の課題に積極的に取り組んできているところでありまして、今後とも府の役割を十分に踏まえながら市町村の自主的な地域づくりへの支援を推進してまいりたいと考えております。

和装産業・西陣の振興へ、現場に足を運んでの調査を

【三木】自民・公明連合の小泉内閣は、今年から来年にかけ、医療、介護、年金、雇用保険など社会保障だけで3兆円をこえる負担を国民におしつけようとしています。さらに、「外形標準課税」や「消費税の税率アップ」など、庶民・中小企業への増税も計画されています。その上、銀行の中小企業への貸し出しを1年間に30兆円も減らし、「不良債権処理の加速」などと称して、しゃにむに中小企業つぶしに狂奔しています。経済の専門家である植草一秀・野村総合研究所首席エコノミストも「週刊東洋経済」（11月9日号）で「竹中政策を続ければ日本経済は崩壊する」「竹中大臣のやり方は外科手術でいえば、・・・輸血、点滴、麻酔なしで手術するようなものだ。手術は成功しても患者は死亡してしまう」と批判されています。国民の生活からゆとりを奪い、買い控えなど需要の低迷が、西陣をはじめ、友禅・丹後・室町など伝統・和装産業を窮地におとしめています。

西陣の主力である帯の出荷数量は、2000年が149万4千本、昨年度は126万1千本まで減少し、前年比84・4%となり、15年前（1987年）に比べて29・8%とついに30%を割りこんでしまいました。出荷金額も400億3~400万円で前年比83・9%、15年前に比べると27・8%になり、帯地、きもの、金襴、ネクタイ、肩傘、インテリアなどの総合計は707億5700万円で、前年比79・4%となり、15年前との対比で28・4%にまで落ち込み、業界始まって以来の減少となっています。

深刻な不況が続く中、業界では不当表示や伝統工芸士称号の不正使用、知的財産の侵害などが多発しモラルが問われる事態となっています。西陣織工業組合では、そうしたことが西陣ブランドを低下させ、西陣織の信用を大きく失墜させているなどとして、「意匠保全に関する規約」の改正や称号登録の抹消・除名、不正競争防止法での刑事罰になることを警告するなどの措置をとっています。さらに、京都丸紅や西陣の産地問屋が中心になって中国をはじめとした外国から帯の拾い買いなど大量の輸入を行い、市場を混乱させていることが大きな問題となり、業界では改めて原産国表示の制度化を求めるとしています。

そこで知事にお尋ねします。産地を守る立場にたつて、本府も西陣織の海外生産・逆輸入を規制し、「原産国表示の義務づけ」の法制化を経済産業省・公正取引委員会に求めるべきだと考えますが、いかがですか。

第17次西陣機業調査が、3年ぶりに平成14年の1月から12月の1年間を対象に、来年以降に実施をされますが、多くの工程で高齢化が進み、後継者難の問題が出されており、撚糸、精練、綜こう、紋彫、箆（おさ）や「ひ」などの製作現場などにも焦点をあてた調査、並びに、実際に機をおっている現場にでかけての調査が実施できる体制で取り組んでもらいたいと思いますが、いかがですか。

第16次の調査でも、同志社大学や京都産業大学の学生さん60人に調査表の配布、回収のお世話になったと報告されています。そこで、次の第17次の調査は、他の自治体でも実行して大いに効果をあげているように、商工部を中心に他の部からも課長以上の職責のある人が調査の現場にでかけて聞き取りを行うといった取り組みにされてはいかがでしょうか。知事

のいわゆる「現地現場主義」というのなら、このことを実行してもらいたいのですが、いかがですか。

京都には、豊かな自然と豊富な人材、長い歴史に裏づけされた技があります。西陣をはじめ伝統地場産業の振興をはかり産地を守るための生産者・消費者のネットワークづくり、後継者の育成、新しい仕事創りなどをうたった「伝統産業・地域経済振興条例」を本府として制定すべきだと考えますが、いかがですか。

【商工部長】 帯の原産国表示については、平成7年の府議会の意見書をふまえ、その義務化について国に強く要望している。ネクタイ等の絹織物や絹二次製品の輸入増に対する対応についても積極的に要望している。第17次西陣機業調査については、京都市、西陣織工業組合と連携し、今後、その内容などについて検討していきたい。産地の実態については、日頃から関係職員が産地に足を運び、業界のみなさんの意見を聞くなかで、十分に状況を把握し、施策の推進につとめている。和装産業全体の振興については、これまでから全国最大規模の西陣織・京友禅等産地活性化基金の創設や伝統産業京の職人さん雇用創出事業、京の伝統工芸品教育活用推進事業など、他府県にない積極的な事業を総合的に進めている。今後とも、府民の基調な財産である和装・伝統産業の再生と新たな発展をはかるため、関係業界をはじめ、多くのみなさんの意見を聞いてまとめた「京都産業活性化プラン案」の実現に向け、府議会の意見も伺いながらとりくんでいく。

マンション住民の要求に応える対策の強化を

【三木】 分譲マンションの居住者数は1千万人をこえました。マンションの戸数は2001年末の推計で406万戸をこえ、大都市圏では、住宅総数の2割、3割がマンションという自治体も増えてきています。私の地元・上京区でも、今出川通、堀川通など大通りを中心に高層マンション建設が増えていきます。また、町中では、西陣関係の会社が倒産・廃業によってさら地になり、そこにマンションや10戸ほどの1戸建ての住宅が建てられることが多くなっています。さらに、建築後30年以上が経過して、壁に埋め込まれた水道、ガス、電気などのライフラインの老朽化に伴う大規模修繕の問題が起こっているマンションもあります。

こうしたなか、1998年8月、政府は「マンション総合対策」を打ち出し、その後、マンション管理適正化法やマンション建替促進法の実施、また、ペイオフ対策など、次々と新しい動きや課題がでてきています。

この秋、政府は、建物の区分所有等に関する法律（マンション法）の改定案を提出してきました。このマンション法は、分譲マンションなどの居住者（区分所有者）の権利・義務や共同管理のルールなどを定めています。そして、居住者が知恵と力を合わせて建て替えを進めるための条件整備が課題でしたが、この改定案には、建て替えに踏み切れない居住者を多数決だけで切り捨てる改悪が盛り込まれています。いまの建て替えのほとんどは居住者の全員一致で進んでいますが、現行マンション法は、建物の維持・復旧費用が建て替えより過分のときに限り、全体の5分の4以上の賛成で建て替え決議を認めています。

しかし、今回の改定案は、こうした客観的要件を撤廃し、理由・目的を問わず、すべての建て替えを5分の4以上の賛成だけで認めるものであり、さらに、団地型マンションの「一

括建て替え」では、全体の5分の4の賛成があれば各棟ごとの3分の2以上の賛成でよいとの規定も加えています。このような建て替えの必要性などの客観的要件を撤廃することは、居住者の財産権侵害となりかねず、政府審議会の論議でも撤廃意見はほとんど出ていませんでした。政府が意見照会した174団体でも、撤廃意見は不動産や建設業界の3団体だけでした。結局、のべ数十兆円といわれる建て替え事業参入を狙うゼネコン、デベロッパー支援だという批判をまぬかれません。建て替えが検討されているマンション居住者の多くは高齢者で、建て替えの費用負担も容易ではありません。資金などの支援制度の不十分さや、公正な調査・情報提供の不足など、障害となる問題の解決こそが求められています。政府案は先月19日、日本共産党と社民党の反対を押し切って、衆議院でわずか3日の審議で可決され、参議院に送付され12月4日の参議院本会議で自民、公明、民主などの賛成多数で成立しました。

「住まいは人権」「住民こそ主人公」という立場からも、多くの居住者に知らされないままの強行は不当であり、許すことができません。知事は居住者の権利を守るためにも、このような暴挙をおこなった政府与党や民主党に対し抗議の声をあげるべきです。いかがですか。

マンションの維持修繕を定期的に行い、長命化をはかることは資産価値を守るだけでなく、スラム化を防止して周辺的生活環境を守るためにも重要です。環境問題や資源の節約を考えた場合、既存マンションの長命化をはかることは社会的な要請になっています。大規模修繕や耐震改修、バリアフリー化などの必要な工事が資金不足のために先送りされることのないように、低利の貸付や管理組合として融資を受ける際の利子補給制度なども行うべきですが、いかがですか。

マンション対策は多岐にわたり、法的な支援もまだまだ不十分です。マンション定期診断制度、建て替えの必要性に関する第三者機関の設立など、管理組合や居住者への支援を具体化するために「マンション管理支援法（仮称）」の制定を国に求めるべきですが、いかがですか。府民の権利を守るためにも、公約どおり国にズバリものを言っておきたいのです。知事の積極的な答弁を求めます。

【土木建築部長】 今回の区分所有法の改正は、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保をはかるとともに、管理の充実をはかるため、大規模修繕等の決議要件の緩和や建て替え決議要件の合理化などを柱としており、今年6月に公布された「マンションの建て替えの円滑化等に関する法律」とあいまって、マンション建て替えの円滑な実施に資するもの。融資等の支援措置については、住宅金融公庫において、都市居住再生融資制度が設けられており、区分所有者のみならず、建て替え組合も融資対象にされていることに加え、資金調達が困難な高齢者等にたいしても、低利の融資が受けられるなど、実情に応じた支援が措置されている。定期診断制度の創設、建て替えの必要性を判断する第三者機関を設けるべきとの意見だが、「マンション建て替え円滑化法」にもとづき、現在、国において、マンションの建て替えの円滑化等に関する基本的な方針の策定が進められており、その中で、建て替えか修繕かを判断するための技術的指針の作成も盛り込まれることになっている。今後、この指針とあわせ、マンション管理適正化法により創設されたマンション管理士を活用するなどにより、より適切な建て替えがはかられる。

日本映画の振興へ、「京都映画資料館」の創立を

【三木】 映画ファンの私にとって最近見た映画で感動したのが山田洋次監督の「たそがれ清兵衛」でした。「構想 10 年、監督生活 41 年、75 作目にして初の本格時代劇」という触れ込みでしたが、期待どおりの感動の一作でした。新聞や週刊誌などの批評も「中年男性のサラリーマンが涙を流している姿が目立つ」「今年の掉尾をかざるのにふさわしい作品」と高い評価を与えています。

昨年は、アニメの「千と千尋の神隠し」が空前の大ヒットになり、興行的にも大成功でした。しかし、日本映画の危機的な状況には変わりがありません。

日本の映画会社、松竹、大映、東映、東宝、日活などの大手が封切りにした作品は、1960年代に最高の 545 本を記録し、70 年代、80 年代と減って、90 年代には 100 本以下になり、2000 年には 57 本にまで激減しました。さらに、大手会社は映画製作から手を引き、製作の拠点の撮影所を閉鎖しだしています。先の「たそがれ清兵衛」も、京都の他社の撮影所をかりて作られたものです。

世界の国々では、ハリウッドの圧倒的攻勢に対して「映画は民族の心に根ざす文化」をモットーに自国の映画の振興に力を入れています。フランス、韓国、オーストラリア、インドなどで優れた作品が生み出されており、撮影所の建設、人材育成などにわが国が学ぶべき点が多くあると専門家も指摘しています。

そこで、知事にお尋ねします。京都は映画発祥の地といわれ、かつて右京区太秦周辺は、映画各社の撮影所が立ち並び、日本のハリウッドと呼ばれていました。残念ながら京都市が財政難を理由に「京都シネメセナ」の映画製作助成制度、上限 1 億円を中止してしまいました。多くの映画人から失望の声があがっています。この際、本府としても京都市と協力して製作助成制度の復活をするべきですが、いかがですか。京都府は 1968 年、全国に先駆けて映画「祇園祭」を製作し、公的支援発祥の地でもあります。

また、10 月の農林商工常任委員会の管外視察で、尾道市にある「おのみち映画資料館」を訪問しました。尾道市では市内観光施設の 1 つとして紹介されました。資料館は、明治時代、海辺に立ち並んでいた倉庫を改修して 2000 年 4 月に開館されたもので、小津安二郎監督の「東京物語」など尾道ゆかりの映画が上映されていました。そこで、京都文化博物館から映画部門を独立させて、「京都映画資料館」を創立してはいかがでしょうか。歴史のある京都でこそ、「府市協調」でとりくめば、観光スポットとしても期待がもてるのではありませんか。

さらに、京都文化博物館では、映画フィルムが保管され、月々に企画が組まれて上映会が実施されていますが、固定ファンも生まれ定着しています。せめてパイプ椅子は改善してほしいなどの要求も出されています。これも「映画資料館」に座席ある小ホールなどを併設すれば解決します。

保管されている映画のポスター、スチール写真、シナリオなど貴重な資料の保管状況や活用状況はどうなっていますか。かつて、整理の仕事に臨時職員の活用などもされていましたが、その後の進行状況についてはどのようになっていますか。

【府民労働部長】「日本映画のふるさと」と呼ばれる京都で映画の振興をはかることは大変有意義。平成 6 年に、平安建都 1200 年記念事業として、京都府・京都市が協調して「京都国際映画祭」を開催した。映画製作に関する京都市独自の助成事業については、京都市の判断

で中止されたもの。府としては、京都文化博物館において、昭和 63 年の開館以来、京都府が所蔵する映画フィルムを定期的上映するとともに、貴重な映像関係資料を整理・保存・公開する事業を実施しており、こうした事業を継続することにより、映像文化の振興をはかっていきたい。京都文化博物館におけるフィルムをはじめとする映像関係資料の保管と活用については、フィルムは専用の収蔵庫を設置し、保管に必要な温度・湿度のもとに適切に管理され、ポスター・シナリオ等は、鋭意、整理をすすめ、順次、公開している。映画の上映とあわせて行った市川雷蔵ポスター展は、大きな反響をよんでいる。

京都迎賓館建設は、ムダな税金の使い方の典型

【三木】

私は、この迎賓館建設問題が建都 1200 年記念行事の最大の目玉として京都財界や当時の知事・市長が中心になって動き始めたときから、無駄と環境破壊、税金の使いかたを誤った愚策であると見抜いた多くの心ある住民と力を合わせ、反対運動にがんばってきました。しかも、日本に三つしかない国民公園であり、おとしよりから子どもまで、いつでも自由に素晴らしい環境のなかで利用できる大都会では希有な緑のオアシスであり、歴史の宝庫である京都御苑への建設は断じて許してはならないという思いは、いまでも変わっていません。

埋蔵文化財の調査が終わり、いよいよ本格的な工事が始まりました。1日100台もの大型ダンプカーが走り、NTTなどの埋設管工事による騒音などの苦情も多く寄せられました。工事に責任をもつ国土交通省近畿地方整備局、京都営繕工事事務所は、いまだに近隣の住民に対する説明会を行っていません。「京都迎賓館（仮称）工事コミュニケーションレター」というチラシを発行し、一方的に近くのお宅に配布しています。現在までに10号まで発行、各号約1万枚の発行とっています。5月末までに145通の「返信」があり、要望や意見が多数寄せられていることが分かります。これも「お返事のコーナー」で一方的な見解を述べるだけになっています。説明責任を果たしているとは到底言えません。

前知事は、迎賓館建設にあたっては「松の木一本切らない」と豪語されていましたが、すでに3億2千万円かけ、約500本の木が移植され、そのうち数十本の木がすでに枯死しています。この中には、樹齢百年以上ものエノキが枯れて切り倒されました。「御所周辺の会」では、こうした現状に危機感をもって、移植された正確な本数やその後の状況などについての質問をしましたが、当局からは明確な答弁がされていません。逆に「コミュニケーションレター」では、「移植した樹木264本のうち244本が活着しており、活着率としては良い結果を得ています」などと、開き直りともいえる記事を掲載しています。

レッドデータブックに記載されている貴重種であるタシロランも、2000年には725本観測されていましたが、昨年は361本、今年は約400本に激減しました。ところが「コミュニケーションレター」では、タシロランは「京都御苑内において、今年は約400本の発生を確認しており、昨年よりやや増加しています」などと楽観的に書かれ、一昨年の725本から半減した原因の調査など、当然関心をもって調査すべきことですが、されていません。

さらに、弁護士会から「違法建築」として指摘されて、あわてて都市計画を変更、新しい条例まで作って建設予定地を国民公園から虫食いのように除外しました。ところが、工事が始まると、工事用トラックの通行のため、今出川口から約300メートルにわたって工事現場まで、幅6メートルの進入路をつくりました。これは透水性アスファルトを厚さ30センチで敷き詰めたものです。しかし、この区域は国民公園のままであり、このような現状変更は誰の権限でやられたのか、責任の所在が不明確です。「現地現場主義」を標榜される知事であれば、こうした問題意識をもっている人たちとの懇談の機会をもたれてはいかがでしょうか。府民の疑問に答えるのは当然の責務です。いかがですか。

来年春の選挙でも「迎賓館建設問題」は無駄な税金の使い方の典型として、引き続き大きな問題になることは明らかです。私は、環境破壊、無駄な大型公共事業反対の旗印を高くかかげて、必ず勝利する決意を申し上げて質問を終わります。

【知事】 周辺住民のみなさまに対しては、迎賓館の工事を主管する近畿地方整備局が「コミュニケーションレター」の配布に加え、インフラ工事や本体工事のほか、工事の工程に大きな変化がある場合は、個別訪問による説明がなされるなど、きめ細かな対応が行われている。今年6月には、御苑内に工事情報センターが設置され、工事の近況などについて情報提供も行われている。「工事の施工に際しては周辺の環境に配慮する」という迎賓館建設についての「閣議了解」をふまえ、大型車両の通行台数の制限や低騒音・低振動建設機械の使用などが実施されており、工事着手後の環境モニタリング調査では、騒音・振動などの環境基準値を下回っている。「コミュニケーションレター」については、その一部を切り取り、返信用ハガキとして使用できるようにされており、ご意見のある方は、これにより直接、工事関係者に考えを伝えることができるなど、できる限り、住民のみなさんのご理解を得られるよう進められている。

● 三木一弘議員の再質問

迎賓館の「コミュニケーションレター」というのはこれですが、たしかに、返信用ハガキが印刷されています。しかし、こうした問題点について、地域住民と懇談会をもって説明し、意見を聞き答弁をするということが大切で、一方的に意見を載せるだけでは、住民と話し合い、意思疎通がされたとは言えない。積極的な懇談会をもてるように、知事として働きかけることを要望しておく。

京都市と協調して「京都映画資料館」の創設を提起したが、答弁がなかった。必要なことは、映画産業が、京都の発祥の地として観光の目玉となるよう力を入れて、「京都映画資料館」の創設にふみだすべきだと思うが、府としての考え方を。

マンション問題については、マンション居住者の権利を守るという立場にたつてのとりくみが必要であり、様々な大規模修繕などでの資金の援助なども必要になってくるので、将来の課題として、積極的な対応を求めている。

【府民労働部長】先ほどの答弁のとおり、府としては、京都文化博物館で貴重な映像関係資料を整理・保存・公開する事業を実施しており、そうした事業を継続することにより、対応していきたい。

梅木紀秀（日本共産党、京都市左京区）2002年12月10日

子どもの基礎学力…教師の自由でのびやかな共同研究に支援を

日本共産党の梅木紀秀です。通告に基づいて、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、教育問題、子どもの基礎学力について質問します。

今日、大学生の学力低下が社会問題化していますが、週五日制の実施と新学習指導要領による教育内容の3割削減で、子どもの学力低下が一層、心配されています。

その中で、兵庫県朝来町立山口小学校の「読み書き計算」重視の学習が、NHKの「クローズアップ現代」で紹介され、全国から注目されています。

音読、漢字テスト、百ます計算、プリント学習など「読み書き計算」の反復練習を徹底して行うのですが、たとえば、百ます計算では、友達との競争ではなく、自分の計算タイムが目に見えて早くなり、漢字テストでは確実に知識が蓄積されるので、子どもたちが学ぶ喜びを実感し、学習意欲や生活態度まで変わってくると報告されています。受験中心の「つめこみ」教育ではなく、子どもを競わせ、ふるい分ける教育でもなく、どの子にも確かな学力をつけ、次の発展的な学習の基礎を準備しているのです。

この学習方法について、東北大学の川島隆太教授は、「毎日ランニングをするのと同じように、計算問題を解き続けると、前頭前野をはじめ、脳のいろいろな場所が活発に働くようになる」、また「音読も脳を活性化させ記憶力を高める」と効果を裏付けています。

八九年以降文部省は、「関心・意欲・態度」を重視し、「わからないのも個性」だと、いわゆる「落ちこぼれ」を放置する「新しい学力観」を教師に押し付けました。基礎学力軽視、「読み書き計算」まで軽視する「新しい学力観」に疑問を感じた教師たちが、「どの子にも確かな学力を」と集団的に研究と実践をすすめてきたのがこの学習方法です。

学力低下問題の打開のために、文部科学省の基礎学力軽視の転換が必要です。その文部科学省も最近、この学習方法に注目し始めていますが、形だけまねて学校に押し付けても成功はしません。NHKスペシャルで紹介され、山口小学校同様に注目をあびている西京区、新林小学校の久保斎先生は、「文部科学省が学力低下批判をかわすために、にわかに強調し始めた『基礎・基本の充実』は訓練主義に陥る危険性がある」と警告しています。「毎日のドリルなど、類似した学習方法があるが、押しつけの訓練主義ではだめ、子どもの学習意欲をいかに引き出すかがポイント。そのためには、現場での子どもたちと関わりながらの積み上げが大切だと指摘しています。

先生方への、紋切り型、押し付けの研修ではなく、自由で、伸びやかな共同研究こそ支援すべきだと思うのですが、教育長の考えをお聞かせください。

【教育長】 教員の研究活動についてだが、教育公務員は公教育推進のため、絶えず研究と修養に努めなければならないとされる。教員の研究意欲が高まるよう、府総合教育センターでの研修実施とともに、小中高の研究団体を育成するため必要経費を助成している。

府立高校再編…学校のランクづけでなく地域に根ざした学校を

次に、府立高校再編問題について質問します。

教育長は先日の議会答弁で、来年度から高校再編の第一部として、通学区域を拡大し、特色ある学校をそろえ、「中学生が高校を選べる」ようにする、という趣旨の方針を示されました。「中学生が高校を選べる」といいますが、嵯峨野高校は64億円かけて立派な設備を備え、加配教員を多く配置する、一方で古い施設・設備のままで、先生の配置も少ない、などと学校に格差をつければ、生徒の希望は偏るに決まっているではありませんか。いわゆる「成績の良い子」は学校を選ぶことができますが、ほとんどの子は、「不本意な学校」に行くということになるではありませんか。すでに通学区域を広げている県では、学校間格差が広がり、胸を張って自分の通っている高校名を言えないという、ゆがんだ学校のランク付けがすすんでいます。

中学校では、今、三者面談のピークですが、中学生も親も、「近くの公立高校に通いたい」、これが圧倒的多数の声です。授業料、通学費など経済的な面でも切実な声です。

さて、私の地元岩倉にある北稜高校は、人口が増える中で、地域のみなさんの運動と協力のできた学校です。卒業式、入学式には自治会長さんはじめ、地域の関係者が多数出席されます。今年、北稜高校のサッカー一部が府大会の決勝に進出しましたが、地域のみなさんが、たくさん応援に出かけました。また、先日洛北中学校50周年記念式典では、今年発足した洛北中学の吹奏楽部と北稜高校の吹奏楽部が合同演奏しました。幼い頃から知っている近所の中学生、高校生成長をみんなが喜び、演奏に惜しみない拍手を贈りました。「地域の学校」として、地域のみなさんに見守られて、子どもたちは成長しているのです。

教育委員会は、「中学生が高校を選べる」といいますが、地域から高校を奪う高校再編ではなく、生徒減を、少人数学級実施のチャンスと捕らえ、地域に根ざした高校教育こそすすめるべきです。いかがですか。教育長の答弁を求めます。

また、洛北高校を全府域を通学区にした中高一貫校にするという先日の議会答弁に、地域の人々、父母は驚いています。先生方も発表直前の昼の臨時職員会議ではじめて知ったとのこと、こんな決め方でいいのでしょうか。これで開かれた学校といえますか。このような、頭ごなしの決め方を撤回して、先生方、保護者に十分な説明をまず行うべきです。教育長の答弁を求めます。

【教育長】 府立高校改革の考え方についてだが、これからの高校教育は単に学力という一つの尺度だけで生徒を評価するのではなく、多様な特色ある高校を設け、その中から生徒が行きたい高校を主体的に選択し、その個性や能力を最大限に伸ばすことが重要と考える。そのため各高校の教育課程の編成を工夫し、特色ある取組みを進め、入学者選抜に多様な評価方法も導入したい。生徒数減少に対しては教育内容の多様性や集団の中での人間形成の機会を確保するため再編整備をすすめ、適正な学校規模にする必要がある。地域に根差した学校づくりについては、地域の人材活用や特色を取り入れ、学校の存在感や信頼を高めることができる。洛北高校の中高一貫教育だが、学校の責任者である校長からもよく意見を聞き、開設に向け準備に入りたい旨表明した。今後、教育課程の編成など具体的内容を出来るだけ早く確定し、保護者や関係者に必要な説明を行いたい

私学助成…8千万円で高校授業料助成を4000円アップできる

次に私学助成の充実についてうかがいます。

9月議会で、政府に私学助成の充実を求める意見書を全会一致で採択しましたが、わが党

提案の、府に助成充実を求める決議案には、他党派のみなさんは反対されました。府の助成は十分なのでしょうか。決算特別委員会の書面審査で、国庫補助は、この4年間で6億2100万円も増額されているのに、府の一般財源からの支出は、3億8100万円も削減されている、このことが明らかになりました。国の補助金が上がっても、府が削減したのでは何にもならないではありませんか。文部科学省も9月27日の都道府県担当者会議で、「国が助成を増やした分、予算を減らしているところがある」と苦言を呈しています。

私学助成にかかわる地方交付税の単位費用は、毎年1人当たり約6000円増額されています。この地方交付税の改定分をかつては、毎年5、6億円九月議会で増額補正していたのに、2000年度から補正していません。私の試算では今年度分は、少なくとも四億二千万円です。地方交付税の増額分を年度内に補正すべきです。

また、高校生の授業料直接助成は、6年間据え置き、おまけに99年度から所得制限を導入した結果、直接助成額は97年度13億4千万円であったものが、昨年度は9億円に、4億4千万円も減額されています。昨年度、補助を受けた高校生は約2万人ですから、4千円アップするのに必要な財源は8千万円です。その気になれば増額できるではありませんか。知事の答弁を求めます。

【総務部長】 平成12年度におきましては私学教育の重要性を考慮して授業料減免事業等補助金の対象の拡大や幼稚園の3才児加算の増額など前年度に比べて4億5000万円、2、5%等の予算を計上して、当初予算の段階ですでに国の単価改定をふまえた財源措置額を大幅に上回った予算を計上した中で本府の財政状況が厳しいことなどから私学関係者のみなさんのご理解を得て、平成12年度から年度途中での補正を見送っている。私学振興補助金については生徒数が減少傾向にあるなか私学教育の振興をはかるため単価の改定やIT教育推進補助、チーム保育推進補助の新設、私立高校にかかる授業料減免事業等補助金の特別対策の実施を行うなど毎年その充実をはかっている。

私立高校の学費軽減補助については、この制度は保護者の学費負担の軽減をはかることを目的として府内、府外の私立高校に在籍する府民生徒を対象に幅広く補助を行っている。また本府におきましては、高校教育において果たされている私学の重要な役割をふまえ、単価の増額や私学との連携のなかで授業料減免事業等補助を充実させるなど、トータルな形で保護者の負担軽減に努めている。本府として今後、私学と緊密な連絡をはかりながら保護者のみなさんの負担の軽減にかかる取り組みを進めていきたいと考えている。

【梅木】

まず私学助成についてですが、いろいろ総務部長がいいわけをされました。知事から答えをいただきたいが、私が先ほど言ったように、国の補助金が増えているのに、この4年間で3億8100万円府の一般財源での支出が減っているというのははっきりとした事実であります。この期間にその部長だったのが知事ですね。どういうものか十分ご存知であると思うんです。ある程度の財源も示して、8000万円なぜこれができないのか不況で大変な時に府の財源も大変かもしれないが、私学助成を充実するというを一層やっていかねばならないと思うんです。せめて6年間据え置いている授業料の直接助成4000円アップできないか。そのことについて知事の考えを聞かせてほしい。

【総務部長】 私学振興補助金については一般財源が占める割合が多いといったご指摘であ

りますが、かねてから国に対して経常補助金が13%と、この低い国庫補助率の改善を要望する中でその補助率が毎年度改善されるとともに国庫補助制度を有効に使えるよう工夫を行ってきたもので、その結果国庫補助率が増加してきた。それから学費軽減補助については府内・府外の私立高校に在籍する府民生徒を対象に幅広く補助をしており、その結果、予算の規模、対象生徒数、補助対象となる生徒比重を取ってみても大変高い水準ものを確保していると考えている。

府営住宅の高齢化対策…府の負担区分の拡大を

次に府営住宅について質問します。

97年の公営住宅法の改悪で、府営住宅から働き盛りの世代が追い出され、高齢化が急速に進んでいます。府営住宅課の調査では、府営住宅全体で、65歳以上の方が居住している世帯は全体の30%、65歳以上の一人住まいは17%です。私の地元、岩倉団地では、四五%と38%で、二軒に一軒は高齢者がおられ、五軒に二軒は高齢者の一人住まいです。自治会活動が一部の人に集中し、清掃活動が困難になっています。高齢化対策が必要です。

台所排水の汚水桝は、鉄の蓋が重く、しゃがみこんで1メートルほど下のコッテリとした油かすをこそぎ落とすのも、重労働です。各階ごとの分担で5週間に1回清掃当番が回りますが、一階や、エレベーターの付いた棟には障害者やお年寄りが多いため清掃活動ができなくなっています。ある棟では、自分たちの当番の時に、みんなでお金を出し合って業者に頼んでいるとのことですが、この負担は大変です。「汚水桝の日常管理は居住者の責任」というのが、府の見解ですが、高齢化の中で、お年寄りや障害者の経済的負担が新たに増えている、この現状から考えれば、汚水桝や団地内の公園、急斜面の草刈なども、高齢化対策として計画的に府の責任に移していくべきです。失業者への公的な就労対策としても、検討すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

岩倉団地、長谷団地とも昭和40年代の建築で老朽化してきました。「今あるものを長く活用していく」というのは府の方針でもありますが、長く活用するためには、十分なメンテナンスが必要です。先日岩倉団地で、床がふわふわになってきたので、畳屋さんに見てもらったら、根太が腐っていたという相談がありました。根太は府の負担区分になりますが、畳は居住者責任で、1枚およそ1万円、10.5畳で10万円以上の負担です。団地に20年、30年と住んでいる方はほとんどお年寄りです。畳やふすまを替えたいが、自分ではお金が出せない、府の負担で替えてほしい、という強い要望が寄せられています。これまでは、「『入居のしおり』の負担区分どおり」との回答でしたが、何十年も前のしおりは、そろそろ時代に合わせて見直すべきです。神戸市では、25年に一回、畳のトコは市の負担で交換するとなっています。本府でも25年以上など、一定の条件をつけて、畳やふすまなど府の責任で改修することが、長く活用するためにも、必要になっているのではないのでしょうか。中小業者への仕事おこしとしても有効です。お考えをお聞かせください。

次に特別賃貸住宅について質問します。公営住宅法改悪以来、長谷団地はおよそ一割が空き家という状態がもう何年も続いています。自治会費が入らない、5戸のうち3戸が空き家で棟の当番も、自治会の当番も大変であることなど実状を訴え改善を求めてきましたが、いまだに改善されません。財政的にも、月3万円の家賃として、30戸で年1千万円の家賃収入が見込めるではありませんか。30軒も40軒も空き家という状態を何故放置しているのですか。長谷団地だけではありません、1600戸の特別賃貸住宅に共通した問題です。

入居収入基準が高いために、「入れる人は家賃が高い、家賃の割には古くて狭い」これがネックです。収入基準を下げて、新婚世帯の入居を促進するなど工夫と努力を何故しないのですか。今後の方針について、明確にお答えください。

【土木建築部長】 公営住宅法および、府営住宅条例において家屋の壁、床、柱、給排水、電気などの付帯施設等の主要な部分の修繕は府の負担とし、その他は入居者の負担と定められており、また団地内の清掃、草刈りといった日常的で軽微な維持管理や、日常の使用において消耗する紙、ふすまなどの修繕については入居者に負担をお願いしている。なお、作業に危険が伴う恐れがある斜面の草刈りなどにつきましては、従来から府の負担で実施している。特別賃貸住宅は民間の優良な賃貸住宅の供給がすすんでいることや、地価の下落により、マンション等持ち家取得が容易になっていることなどにより、空き家が増えている。このような状況をふまえ、年6回の空き家募集を常時募集に切り替えるなど、空き家募集に向けた取り組みを強めるとともに、この住宅のあり方等について研究している。

【梅木】

次に府営住宅についてですが、特別賃貸住宅については府の裁量でできる団地なわけですね。その団地で空き家がある。いろいろやってきたけれども空き家がずっとあるわけですね。マンションを買った方がいいということかもしれない。ならば収入基準を下げるべきだ、というように入居を促進する方策があるのではないかということをご提案しているのであります。実際に120件ほどの空き家が常時あるが、4000万から5000万空き家が埋れば、収支が出てくるわけですね。財政が大変だといっている時になぜこの工夫をしないのか。空き家が埋まるように工夫をする、とぜひ知事に答弁してもらいたい。

【土木建築部長】 特別賃貸住宅に関して、先ほど言ったようにこの住宅は当初の役割も揺らいできており、今後の位置づけや、あり方について総合的に研究していきたい。

府民のプライバシー保護を優先し、住基ネット接続中断を

次に住基ネットと個人情報保護について質問します。情報技術の進展で各種カードが、巷にあふれています。一枚のICカードに統一すれば、高速道路、映画、食事、「なんでも決済」といかにも便利に思えますが、いつ誰とどんな映画を見、何を食べたかまで、すべて記録に残されるといってもあります。個人情報の保護は万全を期さなければなりません。

個人情報保護の鉄則は、情報を分散管理することですが、一見バラバラの情報も、一つの番号に統一されれば、たちまちひとつに集約されてしまいます。ここに今回の住基ネットの危険性があります。さらに、政府と都道府県と市町村を結ぶ総合行政ネットワークの構築が進められ、健康保険証、納税者番号など一つの番号のもとに、個人の病歴から、健康状態、納税額までが管理されようとしています。

ところが、住基ネットも、総合行政ネットワークもその管理は、地方自治情報センターが行い、NTTの通信回線が仮想専用線として使われます。また、市町村の電子自治体システムは構築から保守管理、運用まで、民間に一括委託されることとなります。集約された情報が、いつどこで漏れるかわからない、大変危険な状態のまま電子政府に突き進もうとしています。

先日の光永議員の質問に、知事は「限られた目的でしか使われないから、アクセスログが

確立されていなくても問題がない」と答弁されました。しかし、総務大臣は「住基ネットは小さく産んで大きく育てる」と戦略を語り、すでに、今国会で、住基ネットを利用する事務を93から264に増やす法案が、参考人質疑も公聴会も開かず、たった18時間の審議で6日、自民・公明の賛成で成立しています。個人の自己情報コントロール権を無視して、個人の情報がどんどん集約されていくのです。一つの番号のもとに個人の情報を管理すべきではありません。また、アクセスログが確立していないというのは重大な欠陥です。府民のプライバシーを守るという本府の責務を果たすため、住基ネットの接続を中断すること、最低限、府民の申し立てがあれば、申立人の情報を住基ネットに流さないように措置すべきです。お答えください。

【知事】 住民ネットにかかる個人情報に関しましては、住民基本台帳法において保護措置が講じられているところであり、この運営にあたっては個人情報が一元的に収支管理がされることのないよう本人確認情報の提供を受けた行政機関が住民基本台帳法に規定されている義務以外にそれを利用したり、行政機関相互で、住民票コードの利用を行うことは一切禁止されていることであります。またアクセスログの問題につきましては現状では住民基本台帳法が本人確認情報の提供先や提供目的を明確にしていることから本人確認情報利用の状況を個別に開示する仕組みをもうけることとはなっていないため、検索できる仕組みとはなっていないところではありますが、住基ネットに対する信頼性の更なる向上のため京都府をはじめ、全国の都道府県から国に対し、完全な形でアクセスログが記録できるように、システムを改良されることや指定情報処理機関における開示制度の創設などを要請しているところであり、高度情報化社会が進展し、さまざまな事務を電子化する中、サービスの質的向上をはかってゆくことは、時代の要請となっていることであります。そのような観点から、市町村におきましても、住民基本台帳法の規定をふまえて住基ネットの向上とその適性な運用につとめておられるところであり、京都府といたしましてもこのような市町村の状況をふまえ、個人情報の保護に十分留意しつつ、府民に信頼され、安心かつ安全な運用に取り組んでまいりたいと考えております。

【梅木】

個人情報保護について知事から答弁いただいたが、大変私は不満です。安全安心が本当に守れるのか、国会の付帯の決議も実際におこなわれていない状態で自治体に接続されているといった問題があるわけで、これについても十分に府民の個人情報を守るといった立場から、それを優先するという立場に立つよう指摘・要望しておきます。

地域金融を守り、中小企業を支援する府条例の制定を

最後に、地域金融問題について質問します。

小泉内閣の「不良債権処理の加速」で、大手銀行の情け容赦ない中小企業への貸しはがしがすすめられています。マニュアルまで作成して、「貸し出し金利の引き上げ」を迫り、それに従わなければ「融資を断ち切る」という横暴なやりかたです。四大銀行グループの今年度、中間期決算資料では、「中小企業等貸出残高」は、半年で合計10兆5千億円も減少しています。すさまじい「貸しはがし」の実態です。この結果、企業の倒産件数は今年度上半期だけで、9872件に達し、戦後3番目の高水準です。

京都でもこの半期だけでおよそ1500億円の貸しはがしがすすめられ、日銀京都支店の資料では2年間に1兆3600億円も貸出が減少しています。この結果、フーズネットや井上電機が倒産に追い込まれるなど、京都の経済に大きな影響が出てきているのです。

先日、地域金融を守るために府の積極的な取り組みを求めた光永議員の質問に、知事は「金融機関の国際化の中で、府県間の境界というものは無いに等しく、国の法律で決めるべきもの」と、国任せの答弁でしたが、まさに金融の国際化の中で、大手銀行と同じように「金融検査マニュアル」が押し付けられ、地域金融がないがしろにされているのです。知事は「金融機関の規模における配慮が明記されている」と答弁されましたが、守られていますか。きちんと実態を把握して国に求めるべきです。

また、小泉内閣が中小企業への融資を不良債権として、貸し渋り、貸しはがしに走らせているのです。こうした国のやり方から、京都の中小企業を守ることが求められているのです。不況のもとでも必死に努力を続けている京都の中小業者が、貸し渋り、貸しはがしなどで倒産・廃業に追い込まれることがないように、京都府内に店舗を持つ金融機関に対して、中小企業支援の役割を果たすよう指導できる条例が必要なのです。あらためて知事の答弁を求めます。

あわせてお聞きします。フーズネットの倒産では、連鎖倒産防止が目的である国のセーフティネット保証「第1号認定」までに、倒産した日から21日もかかりました。認定から融資実行までさらに日数がかかりますから、この間に連鎖倒産しないようみなさん必死です。負債総額30億円以上、債権者50件以上が認定の条件ですが、民間調査機関の発表では府債総額六八億円、債権者290件と明らかに条件を満たしており、もっと機敏な認定が可能はずです。機敏な認定作業を国に求めるとともに、府の連鎖倒産防止資金の運用に当たっても同様の改善が必要です。いかがですか。

最後に、私も6月議会の代表質問で求めていた、借換融資の期間と対象が拡大され喜ばれています。不況の中で、少しでも返済を軽くというのが、中小業者のみなさんの切実な願いです。この際、業者が一番借りやすいマル小融資の貸し出し限度額を拡大し、金利を引き下げるよう求めますが、いかがですか。

以上で、私の質問を終わります。

【商工部長】 府内中小業者のおかれている厳しい実態をふまえて国の金融検査マニュアルに金融機関の規模等に対する配慮がされていること、資産査定についても中小零細企業に対する配慮が明記されていることから、これらを重視するよう国に要請している。また金融制度は国の基本をなすものであることから、本来法律で定めるべきものであると考えている。セーフティネット保障の国の指定については、国においても手続きの簡略化、迅速化につとめられており、個々の議案ごとに対応がされている。なお京都府独自の措置として、連鎖倒産防止資金の制度があるので取引業社が倒産したさいの活用については十分相談していただきたいと考える。マル小制度は国の保険制度との整合がはかられ、かつ、限度額を無担保無保証人で1250万円まで低利利用できる大変有利な新マル小の制度があるので、多くの利用を期待しているところである。

西山秀尚（日本共産党、京都市伏見区）2002.12.10

日本共産党の西山です。

一昨日は太平洋戦争が開始されて61周年の日でした。随筆家の岡部伊都子さんは許嫁が（私の大学の先輩ですが）学徒動員で出陣する前日、「アジアの人々を苦しめる戦争で、犬死にしたくない」と言ったとき「私なら天皇のために死ぬ」といって送り出し戦死させたこと、軍国少女だったことを悔い、二度とこのようなことをさせてはならない」と述べておられます。

中教審の中間報告は教育を国家色の強い立場に変えるもの

私は、同時代に生きたものとして、以下の質問をさせていただきます。

まず教育基本法見直しについてです。中央教育審議会は去る11月14日、中間報告をまとめました。政府は通常国会にも改正案を提出するとしています。教育基本法は戦後、青少年を戦争にかりたてた戦前の教育の否定のうえにつくられました。

戦前の教育は天皇のために命を捨てることを最高の道徳とする教育勅語を頂点に「国のためをすべてに優先させる軍国主義教育」が官僚統制によって、学校に強制され、画一的、形式的な教育が押しつけられました。

教育基本法は前文で「憲法の理念の実現は根本において教育の力にまつべき」として子ども一人一人の発達と成長を大切にする視点が教育の中心にすえられ、人格の尊重、個人の尊厳を基本に真理と正義、平和な社会をつくる人間の育成を教育の目的に掲げました。

ところが中間報告は教育の目的を「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」として、国際的な競争力に打ち勝ち、「アメリカへ軍事的貢献する人間づくり」をすすめるものになっています。

その観点から「重要な理念」として「個性に応じた教育」「公共の精神、道徳心」「国を愛する心」が盛り込まれています。

つまり、教育を個人の権利、人権でなく、国にとって役立つかどうかで判断する国家色の強い立場に変えるものです。

中間報告はさらに「国は教育振興基本計画を作成する」という条項を盛り込んでいます。

教育基本法が「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を持って行われるべきものとして、教育行政を必要な条件整備を行うものと限定していたのにたいし中間報告が例示しているものは教育条件の整備にとどまらず、まさに政府の教育政策を学校に押しつける意図を示すものです。

教育委員長は中間報告についてどのような見解か

中間報告が発表されるや、朝日は「理念をもてあそぶ暇はない」毎日「中教審報告こそ見直しを」京都「性急すぎる見直し路線」など社説でいっせいに批判的見解を発表し、また七日には日本教育学会のよびかけで十五の学会がシンポジウムを開催するなど反対の声をあげています。

今日の教育の困難は教育基本法の不備にあるのではなく、基本法の理念に反して教育政策を押しつけてきた歴代政府の教育政策にあると考えますが、教育委員長は中間報告について

どのような見解を持っておられますか、明快な答弁を求めるものです。

【教育委員長】 中央教育審議会の中間報告ですが、21世紀においてわが国が明るく豊かな未来を切り開いていくためには、新しい時代にふさわしい教育のあり方を示すことが重要であるとのことの諮問にもとづき、教育基本法と教育振興基本計画のあり方について総合的に検討されてきたところであります。今回の中間報告の内容は、現行の教育基本法の普遍的な理念を継承しつつ、科学技術の進展や経済社会のグローバル化がいつそう進展するなかで、新しい時代を切りひらく心豊かでたくましい日本人の育成を目標として、これからのわが国の教育の基本的な方向を示すものとして重要な意味をもつものであると受けとめている。府教育委員会としては、今週の土曜日に京都市内で開催される一日中央教育審議会など様々な機会を通じて広く国民の意見を聞きながら、今後とも十分論議されることを期待しております。

英語特区などの構造改革特区構想をどう考えるか

教育振興基本計画の例示のなかに「高校で英語が使える日本人の育成」がありますが、「たくましい日本人の育成」の真の意味を明確にしているではありませんか。すでに多くの高校で国の英語教育推進事業によって英語による授業が行われております。

私は先日、群馬県太田市を訪問し、小中高一貫教育によって、国語以外のすべての授業を小学一年生から英語で行う構想の説明を受けました。現行の学校教育法や学習指導要領では外国語のみで授業することを禁じた明文規定はないが、日本語教育の徹底を「配慮すべき事項」などと規定し、英語だけの授業を事実上不可能にしています。そこで、太田市では小泉内閣のすすめる構造改革特区構想の地域指定に向け経済財政諮問会議に教育特区として素案を提出したとしています。千葉県成田市でも公立の小・中・高校で英語を使った他教科の授業をスタートさせるとしています。

教育長はこのような特区構想について、いかがお考えですか。併せて先頃、京都市教委は小学校の総合学習の時間に英語を取り入れている小学校が179校中104校に達したと調査結果を発表しましたが本府ではどのようになっているかお答えください。

【教育長】 英語教育についてだが、太田市の構造改革特区の取り組みについてはNPOなど民間活力を生かしたものと聞いており、地方の知恵と工夫による地域の活性化をめざしたものであると理解している。また、府内小学校の総合的な学習の時間に英語活動を取り入れている学校は平成14年度は61%であります。

いま必要なことは規制緩和万能主義の社会のひずみの是正

小泉内閣の進める構造改革特区構想は地域に特別区域を設けて特例措置として各分野の規制を緩和・撤廃をはかり、全国での規制撤廃の突破口にしようとするもので医療や農業などへの株式会社進出なども予定されています。

規制撤廃すればすべてうまくいくと言う論理は現実には破綻しており、むしろいま必要なことは規制緩和万能主義での社会のひずみを是正することこそ必要であります。知事も特区構想に積極的に乗ろうとしていますが、とんでもないことと強く指摘しておきます。

現場の声をもとにした学習指導要領の改訂が必要

英語に比べて国語は新しい学習指導要領では小学校六年間の国語の時間は224時間削減されました。一年間分の時間が削減されたこととなります。しかも漢字数は1006字ともとのままで、さらに「読み」と「書き」分離の方式を採用したため、授業についていけない子が続出しています。

いま子どもの読解力が極端におちこんでいます。現場の声をもとにした学習指導要領の改訂が必要と考えますがいかがですか。

【教育長】新しい学習指導要領についてだが、たとえば漢字の指導でも従来定着に時間がかかることとされていた書くことについては2年間かけて繰り返し指導することにより、確実に身につけさせるなど基礎基本の徹底による学力の充実、向上をめざしたものであり、その主旨を生かした指導の徹底に努めていきたい。

学校図書館の充実 司書教諭の配置を

子どもの知る意欲をたかめる上で、学校図書館の果たす役割はきわめて重要で今年度から図書整備費の地方交付税措置が上乘せされることになりました。全国学校図書館協議会が市区町村を対象に調査した結果が発表されましたが、それによると本府で予算化の予定なしと答えた町村は75%と全国で最大となっています。また図書費の前年度比で減額になった市町村は37.5%、20位となっています。

府教委はどのような指導をしているのかお聞かせください。学校図書館法によると12学級以上の規模の学校には司書教諭を配置するになっていますが、本府では現在どのようになっていますか、どうされるおつもりですか、お答えください。

【教育長】 図書整備についてだが、今年四月に図書購入経費の地方財政措置についての文部科学省通知を市町村教育委員会に通知した。今後とも各種会議でその主旨の徹底をはかっていきたい。司書教員については、有資格者を計画的に養成してきており、来年度から12学級以上の学校はもとより、11学級以下の学校についても可能な限り配置したい。

行政の外来語多用は戒めるべき

新聞社の読書調査によりますと日本語力低下に危機感を持つ層がこれまでは高齢者層に多かったものが、最近では若者自身も危機感を持つものが増えていること、出版界で日本語ブームが生じていることを紹介しています。別の新聞社は日本語の乱れと日本語ブームにふれ、外来語の多用を気にしている人が60%弱になったと紹介されています。ここに観光商業課から送られてきた文書があります。「京都府知事による韓国ビジネスプロモーションについて」と題し、日程にインセンティブツアー誘致要請等となっており、親切にも参考として、「インセンティブツアー 企業における報償旅行・企業視察旅行」と書いております。参考をつけなければならないなら最初から日本語で書けばよいし、また参考をつけなければ議員は判らないだろうというのは失礼ではないでしょうか。

私は以前、荒巻知事が「ふるさと創生事業」として『新しいコーポレートアイデンティティ

ィを探るイメージリサーチキャンペーン』を行うとして、その一つに『オピニオンリーダーインタビュー』、その二に『全国個人オムニバスサーベイ』、その三に『列島縦断街頭キャンペーン』に一億円使う事業を提案されたときにも苦言を呈しましたが、このような外来語の多用は戒めるべきと考えます。知事はいかがお考えですか。

【総務部長】 外来語の使用についてですが、平成12年の第22期国語審議会の答申においても国民に定着している外来語はそのまま使用し、定着が十分でないものについては、日本語に言い換えたり注釈を付すなどの工夫が必要であるとされている所である。京都府においても、外来語の使用についてはかねてから職員を対象とする分掌事務の手引きなどにより、なじみにくく定着していない外来語については日本語に言い換えたり、一般への定着が十分でなくわかりやすい言い換えがない語については注釈を付すなど可能な限り表現に工夫するよう指導しているが、できる限り日本語に表現を工夫してまいりたい。使用する言葉や表現については今後とも府民のみなさんにわかりやすく親しみのあるものに心がけていきたいと考えている。

公立学校の耐震診断と耐震化を急げ

つぎに公立学校の耐震診断実施ならびに耐震化工事についてですが、公立学校の生徒児童は災害弱者であり、災害が起これば重大な被害をうけること、また、各市町村の防災計画ではその多くが避難所として位置付けられていることから私は度々指摘してまいりました。このたびわが党国会議員団の質問趣意書をうけ文部科学省が各都道府県に実施計画をたてるよう通知、この程、その結果が説明されました。それによると本府は実施率18.4%と全国平均の30.8%より大幅に遅れており、未実施棟1944棟をH17までに1867棟で耐震診断を実施するとなっていますが、これに要する経費は凡そいくらですか。またこれまでの調査で耐震性がないと診断されているのは何棟ですか、第2次京都府地震防災緊急事業5ヵ年計画では公立小中学校の耐震改修の計画事業費を165億円としています、何棟を想定されていますか、おこたえ下さい。

【教育長】 小中学校の耐震化は、本年8月に文部科学省がまとめた公立学校の耐震診断実施計画のなかでは、事業費については策定項目になっておらず、棟数と面積について計画したものである。その棟数は1605棟、面積は151万8千平方メートルになっている。また平成13年度までの調査で改修が必要とされた建物は284棟であり、地震防災緊急事業5ヵ年計画については、棟数については策定報告になっておらず、施設数と事業費について計画しているものであり、中学校の施設数は141校となっている。

民族学校への補助の拡大 外国人学校への差別撤廃を

つぎに在日韓国・朝鮮人の民族学校について質問します。京都には初級4校、中級3校、高級2校に約900名が就学しています。ここでの教育内容は学校教育法の定める学校に応じた構成になっており、これと併せて民族文化の継承に必要な教養を涵養する教育をしています。この夏、京都大学の同和・人権問題委員会はこれらの学校を調査し「一般の中学・高校つま

り教育基本法一条校と教育の内容、質、教育施設などは特にそんな色がない」として入試の資格を認めるよう学長に報告書が提出されたところです。

戦後、政府は在日韓国、朝鮮人の民族教育を敵視し、さまざまな妨害を加え、法で定める学校として認定せず、もちろん財政的支援を行わず、むしろ廃校をしばしば画策してきました。そこには戦前の創氏改姓や日本語強要などの「皇民化」政策を受け継いだ民族同化政策が一貫して存在していることにあります。今年になってもインターナショナルスクールの卒業者に対しては大学入学資格検定試験の条件を外して大学受験資格を認めるとしましたが、韓国・朝鮮人学校はこの措置の対象となっていないありさまです。

国連子どもの権利委員会が政府に対して民族差別の調査、是正を勧告

国連の「外国人の人権宣言」は加盟国すべての外国人が自己の言語・文化および伝統を保持する権利を保障すべき」としていますが「人権差別撤廃条約」「世界人権規約」「子どもの権利条約」などにおいても繰り返し、自己の文化による教育を受ける権利を規定しています。この条約にもとづいて国連子どもの権利委員会は日本政府に対して民族差別を調査、是正するよう勧告しています。

日本国憲法もまた第26条で教育を受ける権利を定めていますが、これは第14条「法の下の平等、合理的理由のない差別の禁止」第13条「個人の尊厳」の原則によって外国人に対しても保障されています。

日本弁護士連合会は、この立場から外国人学校などに対する差別是正の勧告を政府に提出しています。

その内容は日本国の学校教育を受けたものと同等の卒業修業資格、日本の学校の一人当たりの経費に相当する額の国庫および地方財政からの支出などであります。

政府は地球上どこへでも殴り込みをかける戦争部隊である在日米軍の子弟のためには条約など何の規定もないのに約20年間に400億円も支出して33校を整備し、さらにさまざまな名目で助成をしています。

私は本府が憲法や国際条約に違反する民族学校に対する差別を解消するよう、日弁連勧告の趣旨にもとづいて政府に強く働きかけるべきと考えます。知事の御所見をお聞かせください。政府のこのような差別と圧迫政策のなかにあっても在日韓国朝鮮人の居住する自治体では次善の策として各種学校に認定し、私立専修学校に準じた補助金を支出するなど支援をしてきました。また設置した公立大学への受験資格を付与してきました。

本府でも府市立の4つの大学すべて、さらに主要な私立大学でも受験資格が付与され、今回の京都大学の動きとあわせれば事実上、突破したことになり、その意義はきわめて大きいといわなければなりません。

経費助成は一人あたりで低い水準

ところが経費助成になると私の知る限りでは児童生徒一人当たりで近畿では低い水準ではないかと考えられます。どうなっていますか。またどのように考えていますか、お答えください。

大阪府ではもちろん在日韓国朝鮮人の比率が他府県に比べ相対的に高いといった事情もあるでしょうが、私学課が交渉や話し合いに応じるのはもちろんのこと、教育シンボや授業参

観などきわめて積極的に対応し、財政面でも他の各種学校とは区別し、経常的経費補助や私立高校なみの授業料軽減補助を行っていると聞いています。どのように把握しておられますか。

今民族学校は少子化による生徒数の減少と高学費などの悪循環に加え、不況下で韓国朝鮮同胞の支援もままならない状態で、存続がきわめて困難な状況に追い込まれていると聞いております。

本府として思い切った助成が必要と考えますが知事の御所見をお聞かせください。

定住の外国人の地方参政権を認めるべき

市町村合併にあたって直接住民に意見表示を求める住民投票が各地で行われていますが、その場合定住の外国人にも投票する権利を認める動きが全国で広がり、すでに八市町で実施されています。

自分の町や村がどうなるかという根本問題である以上、当然でありまたきわめて意義のあることです。

私はこのさい根本的には地方参政権を認めることが必要と考えますが、いかがお考えですか。お答えください。

今日は人権週間の最終日にあたっています。本府は「外国人の人権を尊重とともに生きる社会づくりを」とよびかけています。積極的な答弁を求めるものです。

【知事】 外国人学校についてですが、平成10年2月に、日本弁護士連合会が国に対して「外国人学校に関する勧告」をされたところですが、京都府においては従来から全国の都道府県で構成する国際交流推進協議会を通じ、国に対して外国人学校について大学入学資格の付与、国庫補助金の創設など早急に新しい制度の検討を要望しているところであります。京都府においては外国人学校への助成について総額では全国的に見ても高い助成額の確保に努めるなど、国の財源措置がなされていない状況において、厳しい財政状況のなかではありますが、懸命の努力をしまっているところであります。また受験資格については、府立の両大学においてすでに認めているところであります。今後とも外国人学校の実態等を踏まえながら、適切な対応に努めてまいりたい。なお、大阪府においては、学校教育法一条の適応を受ける学校も2校ありますが、その他、現在13校の外国人学校に対し助成措置を講じていると伺っている。

【総務部長】 定住外国人の地方参政権の問題だが、地方参政権の付与については参政権というものの性格上、国としての実施を明確にすべき事柄であり、国政の場において十分議論かなされるべきものと考えている。

ウトロ問題の解決に府も積極的な対応を

次にウトロ問題についておたずねします。

宇治市伊勢田町ウトロ地区に戦後、定住していた在日韓国朝鮮人約160世帯に地権者から土地明け渡し訴訟が提起され、以後3度にわたる和解交渉も成立せず、最終的に最高裁で上告棄却となり被告側の敗訴が確定しました。この最高裁判決は国連の人権規約に照らしても極めて不当なものと考えますが、いずれにしてもこのままでは住居・事業所を失い路頭に

迷うこととなります。

これらの住民がウトロ地区に定住するに至った歴史的経過を見ますと太平洋戦争直前に宇治市・久御山町にまたがって飛行場、航空機工場、航空機乗員養成所が一連のものとして建設されることになりました。当時の京都府が土地買収と設備工事一切を引き受けるとして誘致したものです。

こうしてウトロ地区に飯場が設けられ、強制連行された韓国朝鮮人などが過酷な労働に従事させられた上、敗戦と同時に放置されたのです。そこで約80世帯380人が飯場跡に家を建て暮らし続けたのです。1982年になって、ようやく地権者の日産車体の同意を得て宇治市が水道を敷設しました。

ところが同時期に日産車体は用地を西日本殖産に売却し、明渡し訴訟となり、先に述べた結果となったものです。

このような事態をうけウトロ町内会は同地区約2.7haを分譲計画地、公共住宅地として整備し、地域コミュニティーセンターや道路、公園を盛り込んだまちづくりの概要計画を作成し、地権者、府・市の協力を得て根本的な解決をはかりたいとしています。韓国民団、朝鮮総連も共同して計画実現、問題解決のために本府に協力要請を行っています。

かつて南区や西京区にあった占有地については国・府・市の協力によってようやく解決をしました。国有地と民有地の違いもあり、困難も予想されますが、それだけに本府の積極的な対応が求められています。

以前に委員会で質問した時には当事者間の話し合い、事態の推移を見守りたいとの答弁でしたが、国連人権規約委員会にも問題が提起され、韓国内でも世論が盛り上がっています。

いかがされるおつもりかご所存をお聞かせください。

【総務部長】 この問題は、土地所有者が地区にお住まいの方々に対し、平成元年から数次にわたって建物の収去と土地の明渡しを求め、民事訴訟を提起し、平成12年11月最高裁で住民側の敗訴が確定したものです。これまで住民のみなさんからは、公営住宅の建設などを求めたまちづくりプラを作成されて京都府や宇治市などに対して要望があったところです。この問題は住民の方々の暮らしに関わる問題であり、土地所有者と住民の方々との円満な解決がされることを期待しているところである。今後とも行政としてできることがあれば、地元宇治市や国などとも協議連携して対応してまいりたい。

医療への信頼回復を党略に利用する公明党のみにくいやり方

最後にさきほど、角替議員は中央病院での問題を民医連全体の問題のように描きました。

あの阪神大震災のさいの長田区の民医連系病院がみずから被害を受けながら、不眠不休の救援活動はテレビを通じて広範な国民に感銘を与えたものでした。

医療機関への信頼をどう回復するかと言う問題を党略に利用するみにくいやり方はやめるべきです。みずからは公約を破って医療改悪を強行し、国民のいのちを日々縮めていることこそ、心を痛め反省すべきと言うことを延べ、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。